

UA-2026-

課題論文

試験問題

注意事項

1. 問題は **2 題**あります。 **2 題とも必ず解答**してください。
2. 解答時間は **3 時間**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (イ) 問題 **1 題に 1 枚**(両面)を使用してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。**問題番号欄には、問題 1 は「1」、問題 2 は「2」と記入**してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第 1 次試験地	受験番号	氏 名
----------	------	-----

指示があるまで中を開いてはいけません。

問題 1

近年、AIが目覚ましい勢いで進化を続けており、AIを活用した様々なサービスも我々の生活に深く浸透しつつある。最近では、文章、画像、動画などを生成する「生成 AI」が大きく注目されているほか、生成 AI の進展に伴って、設定された目標や与えられた指示に対して自動的にタスクを決定して処理を実行する「AI エージェント」と呼ばれるサービスも広がりを見せつつある。

このように AI による便益が広がる一方、AI の判断の過程を明らかにできない、AI が事実と異なることをもっともらしく回答する、AI にプロンプト(指示文)として入力された個人情報や機密情報が流出するといったリスクも指摘されている。

今後、AI を活用する上でどのような点に留意しなければならないか、一個人として活用する場合と、公務員として活用する場合の二つの観点から述べなさい。

問題 2

令和 7 年 6 月に、懲役と禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設された。刑罰の種類が変更されたのは、明治 40 年の刑法制定以来、初めてである(参考 1)。

拘禁刑の創設により、改善更生を図るため、個々の受刑者の特性に応じて作業や指導を柔軟に組み合わせて矯正処遇を行うことが可能となった一方、引き続き、刑事施設の規律及び秩序も適正に維持しなければならない。

今後、刑務官はどのような点に留意して職務を遂行していくべきか、参考 2 の法律を参考にしながら、社会や国民が刑務所に期待することは何かを踏まえつつ述べなさい。

なお、参考 2 の法律は「受刑者」と「被収容者」の語が用いられているが、解答に当たっては「受刑者」の語に統一して差し支えない。

【参考 1】刑法(明治 40 年法律第 45 号)

改正前(令和 7 年 5 月 31 日まで)	改正後(令和 7 年 6 月 1 日から)
(懲役) 第 12 条 [略] 2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。	(拘禁刑) 第 12 条 [略] 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。
(禁錮) 第 13 条 [略] 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	第 13 条 [削除]

【参考 2】刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)

(受刑者の処遇の原則)

第 30 条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

(刑事施設の規律及び秩序)

第 73 条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(身体の検査等)

第 75 条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2～4 [略]

(制止等の措置)

第 77 条 刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2・3 [略]

(矯正処遇)

第 84 条 受刑者には、矯正処遇として、第 93 条に規定する作業を行わせ、並びに第 103 条及び第 104 条に規定する指導を行う。

2～5 [略]

6 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(受刑者の作業)

第 93 条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

(改善指導)

第 103 条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2～4 [略]

(教科指導)

第 104 条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。)を行うものとする。

2 [略]